

山梨県公報

第千二百二十八号

平成十三年

九月十七日

月 曜 日

目次

結核予防法に基づく医療機関の指定	五〇七
結核予防法に基づく医療機関の廃止	五〇七
土地収用事業の認定	五〇七
急傾斜地崩壊危険区域の指定(四件)	五〇七
公告	五〇九
砂利採取業務主任者試験の実施	五〇九

告示

山梨県告示第四百九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十三年九月十七日

山梨県知事 天野 建

名 称	所 在 地
株式会社日医調剤相川調剤薬局	甲府市屋形二丁目一番七号

山梨県告示第四百十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により指定した医療機関は次のとおり廃止した。

平成十三年九月十七日

山梨県知事 天野 建

名 称	所 在 地
有限会社健心堂相川調剤薬局	甲府市屋形二丁目一番七号

山梨県告示第四百十一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。
平成十三年九月十七日

山梨県知事 天野 建

- 一 起業者の名称
白州町
- 二 事業の種類
平成十三年度公共施設(庁舎・総合会館等) 駐車場整備事業
- 三 起業地
収用の部分 北巨摩郡白州町大字白須字柳原地内
使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
白州町役場企画財政課

山梨県告示第四百十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び峡東地域振興局塩山建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年九月十七日

山梨県知事 天野 建

急傾斜地崩壊危険区域	次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一十号から標柱番号十号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号十号と標柱番号一十号の標柱を結んだ線に囲まれた区域
水野田の2	標柱番号
十九八七六五四三二一	郡 市 町 村 大字 字 地 番
同同同同同同同同	東山梨郡
同同同同同同同同	大和村
同同同同同同同同	初鹿野
同同同同同同同同	四良作道上
一一一一一一一一	地 番
五五五五五五五五	五八
七四二〇九九四五	七八
七四二〇九九四五	七五
七四二〇九九四五	七四
七四二〇九九四五	七三
七四二〇九九四五	七二
七四二〇九九四五	七一
七四二〇九九四五	七〇
七四二〇九九四五	六九
七四二〇九九四五	六八
七四二〇九九四五	六七
七四二〇九九四五	六六
七四二〇九九四五	六五
七四二〇九九四五	六四
七四二〇九九四五	六三
七四二〇九九四五	六二
七四二〇九九四五	六一
七四二〇九九四五	六〇
七四二〇九九四五	五九
七四二〇九九四五	五八
七四二〇九九四五	五七
七四二〇九九四五	五六
七四二〇九九四五	五五
七四二〇九九四五	五四
七四二〇九九四五	五三
七四二〇九九四五	五二
七四二〇九九四五	五一
七四二〇九九四五	五〇
七四二〇九九四五	四九
七四二〇九九四五	四八
七四二〇九九四五	四七
七四二〇九九四五	四六
七四二〇九九四五	四五
七四二〇九九四五	四四
七四二〇九九四五	四三
七四二〇九九四五	四二
七四二〇九九四五	四一
七四二〇九九四五	四〇
七四二〇九九四五	三九
七四二〇九九四五	三八
七四二〇九九四五	三七
七四二〇九九四五	三六
七四二〇九九四五	三五
七四二〇九九四五	三四
七四二〇九九四五	三三
七四二〇九九四五	三二
七四二〇九九四五	三一
七四二〇九九四五	三〇
七四二〇九九四五	二九
七四二〇九九四五	二八
七四二〇九九四五	二七
七四二〇九九四五	二六
七四二〇九九四五	二五
七四二〇九九四五	二四
七四二〇九九四五	二三
七四二〇九九四五	二二
七四二〇九九四五	二一
七四二〇九九四五	二〇
七四二〇九九四五	一九
七四二〇九九四五	一八
七四二〇九九四五	一七
七四二〇九九四五	一六
七四二〇九九四五	一五
七四二〇九九四五	一四
七四二〇九九四五	一三
七四二〇九九四五	一二
七四二〇九九四五	一一
七四二〇九九四五	一〇
七四二〇九九四五	〇九
七四二〇九九四五	〇八
七四二〇九九四五	〇七
七四二〇九九四五	〇六
七四二〇九九四五	〇五
七四二〇九九四五	〇四
七四二〇九九四五	〇三
七四二〇九九四五	〇二
七四二〇九九四五	〇一

二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
七	六	五	四	三	二	一				
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
〇	九	二	四	五	六	乙				
一	八	二	一							

公 告

● 砂利採取業務主任者試験の実施
 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成十三年九月十七日

山梨県知事 天 野 建

一 試験日時

平成十三年十一月九日（金）午前十時から正午まで

二 試験場所

甲府市丸の内一丁目九番十一号 県民会館八〇一会議室

三 受験資格

年齢、性別、学歴、居住地及び国籍を問わない。

四 試験科目

次に掲げる科目について筆記試験を行う。

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

五 受験手続

1 提出書類

一 受験願書

二 写真（受験願書提出前六月以内に撮影した無帽、正面上半身像のもので、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）一枚

2 受験手数料

八千円（受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。）

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

六 受験願書受付期間

平成十三年十月十五日（月）から平成十三年十一月二日（金）まで（県の休日を除く。）。ただし、郵送の場合は、平成十三年十一月二日までの消印のあるものは有効とする。

七 合格者の発表

山梨県庁東側のスクランブル交差点掲示板に合格者の氏名を発表するとともに、合格者には合格証を交付する。

八 その他

1 試験当日持参するもの

一 受験票

二 筆記用具

2 疑問の点については、山梨県森林環境部森林整備課（電話〇五五 二二三 一六四二）に問い合わせる。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番